

令和2年3月19日
302会議室

令和2年第6回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和2年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年3月19日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時26分

休憩① 午後 2時22分～午後2時23分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 田中 健一 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 田中 健一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太

統括指導主事 川崎 淳子

教育支援課長 秋武 典子

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 井田 容子

案 件

1 議案

- (1) 議案第 6 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 7 号 立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第 8 号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第 9 号 立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第 10 号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第 11 号 立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- (7) 議案第 12 号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (8) 議案第 13 号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第 14 号 立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針（案）について
- (10) 議案第 15 号 令和 2 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）
- (11) 議案第 16 号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について
- (12) 議案第 17 号 教育委員会職員の人事異動について
- (13) 議案第 18 号 専決処分について（立川市歴史民俗資料館の臨時休館について）

2 その他

令和2年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和2年3月19日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第6号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第7号 立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第9号 立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第10号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第11号 立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- (7) 議案第12号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (8) 議案第13号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第14号 立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について
- (10) 議案第15号 令和2年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)
- (11) 議案第16号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について
- (12) 議案第17号 教育委員会職員の人事異動について
- (13) 議案第18号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)

2 その他

◎開会の辞

- 小町教育長 ただいまから、令和2年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に田中委員、お願いいたします。
- 田中委員 はい。承知いたしました。
- 小町教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案13件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。
次に議事進行についてお諮りいたします。1議案(12)議案第17号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 小町教育長 それでは、1議案(12)議案第17号、教育委員会職員の人事異動について、は2その他、終了後に非公開として取り扱うといたします。
次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。
- 大野教育部長 本日第6回立川市教育委員会定例会の出席管理職についてでございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、川崎統括指導主事、寺田統括指導主事、教育支援課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第6号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

- 小町教育長 それでは、1議案(1)議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。
庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。
- 庄司教育総務課長 それでは、議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。
本案は、組織及び事務分掌の見直しをするものでございます。
具体的な見直しの内容でございますが、大きな見直しとしては3つの課における係の変更がございます。鑑をお開きいただきまして新旧対照表の1枚目をご覧ください。
1つは、学務課の学務保健係を2つに分け、学務係と学校保健係にいたしました。下線部分でございます。改正前と改正後で1つの係を2つの係に分けます。管理係を含め3係体制となります。
2つ目は、教育支援係の相談係を2つに分け、就学相談係と教育相談係にいたします。管理係を含めて合わせて3係体制といたします。
3つ目は名称変更になります。図書館のサービス第一係を図書館サービス係に、サービス第二係を児童青少年サービス係に名称変更をいたします。

この学務課と教育支援課の係を2つに分ける目的としては、業務多忙化の対応として係を分散することにより係長の業務範囲を絞ることなどを目的としております。また図書館につきましては、より分かりやすい係の名称に変更したものでございます。

以下、おめくりいただきまして、それぞれ係の記載のところでございます。下線の引いてあるところが変更してございます。こちら事務分掌でございますが、それぞれ係を2つに分けたことによる係間での事務分掌の移行に加えまして、現在行っている業務を明文化したものでございます。

なお、施行日は令和2年4月1日からとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。本議案について承認されるようお願いいたします。庄司課長から今説明いただいた内容と少し重複いたしますが、理由としては3点にわたって、見直しあるいは係の名称変更と、これら含めて業務の多忙化に対する改善、あるいは係長の職務も含めてそれぞれ名称変更することによって、より市民に分かりやすい、そういう内容になっているなどと思います。改めて本議案が承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 より丁寧に対応していただけるようになると思うので、よろしくをお願いいたします。質問ですけれども、()で番号が入っていて削除、というところが何カ所かありますけれども、それは削除として残しておくものなののでしょうか。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 これは例規のテクニックの話でございますが、過去に削除で残したものが残ってございます。削除で残すという方法は特に問題はございませんので、これは文書法政課とも調整したなかでのことでございますので、(削除)、というのは特に問題ございません。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 市民の方にも理解していただくという意味で、私のほうから質問を2点させていただきます。

まず1点目でございます。改正後の管理係の(7)特別支援学級等設置校長会に関すること、ここで「等」という記載がございます。この「等」については通級制あるいは固定制を含むかどうか、あるいはほかのことを指しているか、その辺りお伺いいたします。

2点目の質問でございます。改正後の就学相談係、(3)特別支援教育に係る児童及び生徒

の就学、転学等の相談に関すること、ここでの転学等の「等」は副籍等を含むのかどうか、あるいはほかに事案を含むのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 1点目も含めまして教育支援課のお尋ねかと思しますので教育支援課長のほうでお答えさせていただきます。

まず管理系の(7)、特別支援学級等の設置校長会に関する事の「等」でございますが、特別支援学級の中に固定制と通級制の特別支援学級がありまして、「等」につきましては特別支援教室が特別支援学級に含まれませんので「等」という形で、長くならないようにこの表現をさせていただいているので校長会の名称になります。

2点目です。就学相談係のほうの就学、転学等の相談に関することということで、副籍を含むかというご指摘ですが、就学、転学相談の中に副籍のことについても相談をさせていただいていることと、あとは就学後、就学相談、転学相談終了後もそのあと引き続きの相談についても受け持っておりますので、こういった表記をさせていただいております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 説明ありがとうございます。よく分かりました。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第7号 立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第7号、立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは議案第7号、立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について、説明をいたします。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布によるものでございます。具体的には、本規程に規定する職員につきまして、地方公務員法第22条の2第1項に規定する、新たに今回規定されました会計年度任用職員を除外する規程でございます。

少し会計年度任用職員について説明させていただきますと、このたびの地方公務員法の改正により令和2年度より導入される新制度でございます。今まで特別職に位置付けられた嘱託職員と呼ばれる者、あるいは一部の臨時職員でございますが、こちらを一般職に変更した上で年度ごとの雇用を明らかにするものでございます。

変更点、幾つかございまして、例えば競争による採用が改めて明文化されたということでございます。あるいは人事評価をしていく。これは臨時職員であっても人事評価を年度ごとに行っていく。あるいは地方公務員法では一般職に対してはある一定以上の手当が支給される、そういったような改正がございます。今まで臨時職員といいながら長年、ずっと雇用してきた実態がございますので、年度ごとの雇用を明らかにすることと、その年数に応じた手当の支給ということもやっていくというような法制度の改正がございました。

それに基づいて今回、その会計年度任用職員を除外するためにこの条文を改正したものでございます。なお、施行日につきましては、令和2年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今の説明よく分かりました。本議案について、改正後、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除くと、このことも明記されておりますし、そのことによって職員の職名規程がより明確になったなと思います。よって、本議案は承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(2)議案第7号、立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(2)議案第7号、立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 続きまして、1議案(3)議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部

を改正する規程について、説明をいたします。

本案につきましては、議案第7号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布によるものでございます。これらの法律、規程の改正に併せて、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全面改正を行っております。その条文が、条ずれが起きたために改正となっているところでございます。

施行日は同様に、令和2年4月1日からとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 本議案については、承認されるようお願いいたします。なお、本議案については、立川市職員の勤務時間等にも深く関わるものであります。したがって、職員の働き方改革にも寄与するというので、今、課長のほうからご説明があったわけですが、それを受けて私としてお願いしたいのは、本規程が施行後、適正に執行され、かつ周知されるよう徹底をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(3)議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第9号 立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 続きまして、1議案(4)議案第9号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第9号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、説明いたします。

本案につきましても、先ほどご説明しました議案第8号と同様の理由で改正を行うものでございます。施行日は令和2年4月1日からとなります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 本議案による職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程の承認をお願いいたします。なお、先ほどの議案第8号と同様に、適正に執行され、かつ周知されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(4)議案第9号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第9号、立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第10号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(5)議案第10号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第10号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

本案につきましては、同様に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布によるものでございますが、併せて、学校評議員制度の規定を削除するものでございます。

施行日は令和2年4月1日からとなります。

簡単ではございますが、説明以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 本議案については、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の承認になりますので是非承認をお願いいたします。その上で、提言が1点ございます。

提言でございます。改正前は(学校評議員)第23条 学校に学校評議員を置くことができる。これについては削除されましたと先ほど課長のほうから説明がございました。ただし、この改正後はいずれも……略……及び空欄になってございます。ここは改正後、第10条第4項に「学校運営協議会委員」を置き、第23条を、「学校に学校運営協議会委員を置くことができる。」、としてはいかがでしょうかという提言でございます。

なぜそういうことを申し上げるかと言いますと、2004年に地方教育行政の組織及び運営

に関する法律の改正に伴って保護者や住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することが可能になる、そういう仕組みができたわけですね。それに基づいて改めて新しく学校運営協議会が設置されました。2017年3月に、本制度によって規定された地教行法第47条が改正されました。この法律改正に伴って教育委員会は所管する学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならない、こういう一文が記載してございます。

本市では平成31年度からコミュニティ・スクールを立ち上げているんですね。令和2年度で2年目を迎えます。したがって、ここで学校運営協議会を設置しているわけですので、改正後、第10条第4項に学校運営協議会委員を置き、第23条 学校に学校運営協議会委員を置くことができる、とこういうふうに明記してはどうかという提案でございます。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 ご提言ありがとうございます。今ご提案いただいた部分につきましては、本市では平成30年の4月1日施行の立川市学校運営協議会設置規則を既にもってございます。この設置規則の中で、目的としまして今、委員おっしゃられた地教行法第47条に基づいて学校運営協議会を各学校に設置すること、またそれ以外にもこの協議会の役割として学校運営に関する基本的な方針の承認あるいは学校運営等に関する意見の申出、さらには学校運営等に関する評価など、その役割についてもこの設置規則の中で定めてございます。

今回の管理運営規則の一部改正の規則の中で、学校運営協議会に関して改めてここで規定を設けてしまいますと二重の規定が存在することになることから、今回の規則の中で改めてお示しすることは避けたというようなところがございまして、ご理解いただければと考えておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今説明を伺ってよく分かりました。学校運営協議会委員を置くことによって二重の規定になるわけですね。課長から説明いただいた内容はよく分かりました。

小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(5)議案第10号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第10号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第11号 立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 続きまして、1議案(6)議案第11号、立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いします。

○前田指導課長 それでは、議案第 11 号、立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

本議案は、この 4 月から開始される会計年度任用職員制度に対応するため諸服務に係る事項を定めるべく改正を行うものでございます。

大きな改正点といたしましては、本服務規程の対象に会計年度任用職員が含まれるようにしたこと、会計年度任用職員を含めた全ての学校職員に公務員としての職責の自覚を促す項目を設けたこと、会計年度任用職員の休暇等の手続についても明記したことなどがございます。4 月からの学校職員の勤務開始にあたり必要な事項になるかと考えてございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、課長のほうから説明がございましたように、立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の承認、お願いいたします。

なお、今、課長のほうから会計年度任用職員についての条件と言いますか、あるべきことについて 3 点説明がございました。ここで 1 点、要望させていただきたいと思います。これまで東京都教育委員会の服務担当の管理主事からは、たびたび職員の服務事項が問題になっている、このことが指摘されております。したがって、本議案である立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程、これに伴って事例をもとに今後、一層周知徹底を図るようお願いしたいと思います。やはり学校というのは保護者・地域との信頼関係の上に成り立っていますので、是非この機会に事例をもとにしながら具体的に周知徹底を図るようお願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 新しい改正案の中の第 1 条の 2、服務の原則のところ、公務員としての職責の自覚を促すための新設をさせていただいているところでございます。こうした条文を活かしながらご指摘いただいた信頼を得られるような服務事例の周知徹底を図っていきたいと考えてございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案(6)議案第 11 号、立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、立川市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(7) 議案第12号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 それでは、1議案(7)議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、説明をいたします。

本案につきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布によるものでございます。施行日は、令和2年4月1日からとなります。

簡単ですが説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、説明をいただいた方向で本議案の承認をお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(7)議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(8) 議案第13号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(8)議案第13号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 議案第13号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、ご説明します。

本規則改正の趣旨は、令和元年11月28日に開催した第22回教育委員会定例会において、協議案件としてご承認をいただいた、令和2年度申請から就学援助費の認否の判定の基準を現行の総収入から総所得へ変更することに伴う変更でございます。

変更内容は、第2条のイのとおりでございます。

また、この理由のところ「変更する等」と鑑に書いておりますが、その「等」についてですが、そのほかに2点、変更を提案させていただきます。

1点目が、第2条イに児童扶養手当受給者の定義を明確に示す文言を加えました。

さらに、規則上の文言の変更ではございませんが、就学援助費を校長口座に振り込む際の様式として第5号様式を、従来のものから変更し内容を明確にいたしました。さらに、校長口座への振込を解除する場合の様式として、第5号様式の2を新たに作成いたしました。様式変更については添付のとおりでございます。

施行日につきましては令和2年4月1日とし、令和2年度申請分から適用したいと考えております。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、浅見学務課長からご説明いただいた方向で是非、本議案についての承認をお願いしたいと思います。なお、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。対象者第2条、(市内に住所を有していない場合で教育委員会が認めたときを含む)と記載してございます。これについては具体的にどのような事例が挙げられるのかお伺いしたいと思います。

質問の2点目です。(2)のところのイ、ここに(第4条に規定する認定の後、当該認定をした日の属する年度において児童扶養手当の支給の全部の停止を受けたもの又は児童扶養手当を支給すべき事由が消滅したものを含む。)と記載してございます。これについては具体的にどういうことを意味するのかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長、お願いします。

○浅見学務課長 2点ご質問いただきました。まず1点目、市内に住所を有していない場合で教育委員会が認めたときの具体的な例でございます。例えばDV被害により住民票を移動することができない方で、立川市に転居してきて市立学校にお子さんが通っている場合が挙げられます。

2点目の児童扶養手当についてでございます。この規定は児童扶養手当を受給している方は申請をしていただければそのまま就学援助が認定されるという場合なのですが、全部の停止を受ける場合というのは、例えば虚偽申請があつて途中で児童扶養手当が停止をされる場合もあります。さらに、支給すべき事由が消滅した場合というのは、例えば児童扶養手当というのは父親または母親の、ひとり親の方が収入によって認定されるものですが、例えば結婚された方とか、途中で児童扶養手当を支給すべき事由が消滅したというのはそういう事例が挙げられて、年に何件か該当する方はおられます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧な説明ありがとうございました。よく分かりました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案(9)議案第 13 号、教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(9) 議案第 14 号 立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について

○小町教育長 続きまして、1 議案(9)議案第 14 号、立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いします。

○前田指導課長 それでは、議案第 14 号、立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について、ご説明いたします。

中学校教科用図書の採択に関しましては、関係法令に基づき進めてまいります。また、3 番のところにお示ししたとおり、採択を進める組織については各教科の研究部会を設置し研究部会の基礎研究に基づいた調査書、この調査書に基づいて新公募委員も含めた選定検討委員会、ここで検討を行い報告書をまとめてまいります。教育委員の皆様におかれましては、この報告書等に基づき、検討、協議をしていただき採択を行う、そういった組織で進めてまいります。

また、2 ページあとの 7 にございますが、見本本の展示については、昨年度と同様に市役所本庁舎を含めた 4 カ所で行っていく予定でございます。今年度は中学校の教科用図書採択ということで、昨年度の小学校と異なり学校数が少なくなることから、上砂図書館と錦図書館の 2 カ所については現時点で展示期間を昨年度より 1 週間ほど延長して行っていくという予定で準備をしておるところでございます。また、昨年度と同様に各学校への巡回展示も行う予定としてございます。

今回も適正な採択となるよう努めてまいりますので、基本方針(案)について、ご承認くださいますようお願いいたします。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 基本的に立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)、このとおりでお進めいただきたいと思えます。したがってこの案は削除していただいて結構です。

今、課長のほうから、去年と比較して巡回展示のこととか含めて幾つか昨年と変更され

たわけですけれども、昨年採択した立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針と異なる部分というのはございますか。あればそれについてお伺いします。

あとその上で2点要望したいと思います。

まず1点目でございます。教育委員会の附属機関である検討委員会及び検討委員会の附属機関である研究部会、この報告をもとに調査内容のAが内容の選択、イが構成・分量等の検討、これを昨年拝見したときに多少粗いな、そのような実感を持ったところでございます。したがって、それぞれ検討委員会あるいは研究部会の丁寧な調査と報告書の作成をお願いしたいと思っております。

要望の2点目でございます。検討委員会及び研究部会は5月1日から8月31日までの間に設置すると、そういうふうに明記してございます。できましたら私ども教育委員が研究及び採択に余裕をもって対応できるよう、体制が整い次第、検討委員会及び研究部会をスタートさせていただきたいと思っております。以上が要望でございます。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まず質問についてでございます。昨年度と基本方針としての変更点はございません。と言いますのは、都及び国の教科書採択の大きな方針の中に変更がないこと。また、昨年度、小学校の教科用図書採択の基本方針に基づいて適切な採択を行うことができたと考えてございます。ですので、今年度ご提案させていただいている中学校の基本方針案についても昨年度の基本方針も、基本的には学校種が異なりますので小学校、中学校の違いはございますが、基本的にはそれを踏まえて基本方針としていこうというふうに考えたところでございます。

また、ご要望2点いただきましたけれども、丁寧な調査書、報告書のまとめについて努力させていただくとともに、スケジュールについては各教科書会社の見本本の発送の時期でございますとか、趣意書が、いつ全者がきちっとご提示いただけるかなかなか私どものコントロールがきかないタイミングがあるのですけれども、整い次第できる限り早く体制を整えてスタートできるように今から備えていきたいと考えてございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧な説明ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(9)議案第14号、立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号、立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針(案)について、は承認されました。

◎議 案

(10) 議案第15号 令和2年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)

○小町教育長 続きまして、1議案(10)議案第15号、令和2年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 それでは、議案第15号、令和2年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、に関しましてご説明を申し上げます。

令和元年8月29日、第16回教育委員会定例会においてご決定いただいた特別支援学級教科用図書の採択でございますけれども、東京都教育委員会に対して届出を行ったところ、絶版となっている書籍が含まれていることが分かりました。これは東京都が作成する採択に関する参考資料がございます。本市においては全ての特別支援学級教科用図書についてこの参考資料に基づいて選定を進めてきたところでございます。しかし、この参考資料は参考資料のため絶版となっているかどうかの情報が掲載されておらず、このままでは購入できない図書があるということが今回分かりました。

そこで参考資料を踏まえながら、種目や絶版ではない図書であることを確認した上で、代替となる図書の採択についてご提案するものでございます。新学期に向け、子どもたちにとって必要となる図書でございますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今ご説明いただいた方向で追加採択の承認をお願いいたします。

絶版になった本もあるようですが、その中で学校現場の先生方の専門性を活かして選定されたわけですので、そういう意味では追加採択の承認をお願いしたい、そう思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第15号、令和2年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(10)議案第15号、令和2年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、は承認されました。

◎議 案

(11) 議案第16号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員

の委嘱について

○小町教育長 続きまして、1議案(11)議案第16号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、を議題といたします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第16号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

社会教育法第15条第2項、立川市生涯学習推進審議会条例第4条第1項及び同第2項の規定により、添付をしてございます資料のとおり、審議会委員及び社会教育委員の委嘱をするというものでございます。

内容につきましては、学識経験を有する者5名、関係市民団体の代表者5名、関係行政機関の職員1名、公募市民2名ということで、こちらの13名を、今期の委員の任期が満了になりますことから新規ということで委嘱をしたいとするものでございます。

ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今説明いただいたように、社会教育法第15条第2項、立川市生涯学習推進審議会条例第4条第1項及び同第2項の規定、これに基づいての今回委嘱ということで、先ほどご紹介があった学識経験者、関係市民団体の代表、関係行政機関の職員、公募市民と、いずれも適切な人材であると思っておりますので、ご説明の方向で承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(12)議案第16号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、は提案のとおり承認されました。

◎議 案

(13) 議案第18号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(13)議案第18号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、を議題といたします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第 18 号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、を説明いたします。

立川市歴史民俗資料館条例第 3 条の規定によるもので、1 枚おめくりいただきまして、専決処分書でございますけれども、こちらのほうで臨時休館ということで 3 月 13 日をもちまして専決処分をさせていただきます。この 3 月 13 日というのは、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、前回ご承認をいただきました専決処分では 15 日までの休館ということでご承認をいただいていたものですが、この会議のほうで新たに臨時休館ということが決まりましたので、これに基づいて 13 日に専決処分をさせていただきます。

もう 1 枚資料をおめくりいただきまして、その内容でございます。

理由は、今申し上げましたように新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設につきましては、立川市歴史民俗資料館とその附属施設でございます川越道緑地古民家園でございます。

臨時休館とした期間は、3 月 17 日から 3 月 31 日までの 13 日間ということで、3 月 16 日につきましては通常の休館日になりますので、先ほど 15 日までと申し上げたあとの 16 日の休館日はさみまして 17 日からということになります。また、その間に休館日がございまして日数といたしましては 13 日間ということでございます。

休業する業務については、館内及び敷地内施設での展示公開となっております。

また、通常どおり行う業務は、埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談、あるいは収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務というのは、通常どおり窓口業務として行っております。

周知につきましては、館内の掲示及び資料館のホームページに掲示をさせていただきます。

また今後、新型コロナウイルス感染の状況によりましては、状況を見て改めて休館というところの専決処分をさせていただく場合もございますので、併せてご承知おきをいただければと思います。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、理由としては新型コロナウイルス感染拡大防止のためということで、それをどう乗り越えるか、それが大事なわけですが、そういう意味で対象施設になっています立川市歴史民俗資料館及び川越道緑地古民家については 13 日間の臨時休館となるわけですが、その上で質問として 1 点お伺いしたいのは、4 月 1 日以降の開館等については、どのような形で、どこでそれを判断し市民の方々にお伝えされるのか、その辺りお伺いできればと思います。

○小町教育長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いします。

○五十嵐生涯学習推進センター長 4 月以降でございますが、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が状況を見ながら随時開催されておりますので、そちらのほうでの決定を

受けて4月以降の対応については決まるものと考えております。また、決定がされましたら、周知につきましては迅速に行ってまいりたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今のところ対策本部の決定を待って、それで再開するかどうか決定されるわけですが、再開される場合の周知等についてはホームページ等含めてあるわけですね。いろいろとご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(13)議案第18号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第18号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は承認されました。

○小町教育長 続きまして、2その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 その他はないようでございます。

続きまして、1議案(12)議案第17号、教育委員会職員の人事異動について、を議題いたします。本案件につきましては、冒頭で申し上げたとおり非公開として取り扱うと決定しております。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第7回立川市教育委員会定例会は、令和2年4月9日木曜日、午後1時半から、208・209会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和2年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時26分

署名委員

.....

教育長